高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則

高知県公文書開示審査会規則（平成２年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第４条第５項に次のただし書を加える。

ただし、委員長又は委員が会議に出席することができない場合において、前条第６項の規定により委員長に代わって会長が、同条第７項の規定により委員に代わって会長の指名する委員が出席するときは、委員全員の出席があるものとみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。